

財産要件について

運用・解釈（第6条第10号関係）

貸借対照表

A



上記Aと同等又は同等となる
ことが相応に見込まれる場合

B

- ・ 貸借対照表の負債の部から**役員借入金**を控除した結果、Aに該当

C

- ・ 損益計算書の**当期純利益**が直近含め**2期連続黒字**

D

- ・ 増資、贈与、債務免除
- ・ 会計士又は監査法人の監査証明を受けた中間決算等

E

- ・ 連結決算でA～Cのいずれかに該当

F

- ・ 中間申告でA又はBのいずれかに該当

関係規定・通知

法第6条(登録の拒否)

十 賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる**国土交通省令で定める基準**に適合する財産的基礎を有しないもの。

施行規則第10条(賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

…財産及び損益の状況が良好であることとする。

解釈・運用(第6条第10号関係)

解釈・運用の考え方の明確化について(R4. 2. 25)